

松ヶ浦荘ホームヘルパーステーション

(指定訪問介護・指定介護予防訪問介護相当サービス) 利用料金表

【基本サービス費について】

訪問介護費

平常時間帯（午前8時～午後6時）

区分		サービス提供時間	基本単位（1回あたり）			
			負担割合	1割	2割	3割
身体介護	20分未満			167	334	501
	20分以上 30分未満			250	500	750
	30分以上 1時間未満			396	792	1,188
	1時間以上			579	1,158	1,737
	1時間以上から 【30分増す毎加算】			84	168	252
身体生活	「身体介護」 から引き続き 「生活援助」 を行う場合 【25分増す毎加算】	20分以上	67	134	201	
		45分以上	134	268	402	
		70分以上	201	402	603	
生活援助	20分以上 45分未満		183	366	549	
	45分以上		225	450	675	

訪問介護相当サービス費

平常時間帯（午前8時～午後6時）

			基本単位	
区分	対象	負担割合	1か月の提供回数5回以上(I)	1か月の提供回数4回まで(IV)
訪問型サービス I、IV (週に1回程度)	要支援1・2 事業対象者	1割	1,176/月	268/回
		2割	2,352/月	536/回
		3割	3,528/月	804/回
訪問型サービス II、V (週に2回程度)	要支援1・2 事業対象者	1割	2,349/月	272/回
		2割	4,698/月	544/回
		3割	7,047/月	816/回
訪問型サービス III、VI (週に2回を超える)	要支援2	1割	3,727/月	287/回
		2割	7,454/月	574/回
		3割	11,181/月	861/回

※上記「基本単位」は実際にサービスに要した時間ではなく、サービスを行うための介護給付費体系により計算されます。

※平常時間（午前8時～午後6時）以外は下記のとおり基本単位が割増となります。

- 夜間（午後6時～午後10時） … 25%増
- 早朝（午前6時～午前8時） … 25%増
- 深夜（午後10時～午前6時） … 50%増

※体重が重い方や暴力行為が見られる方など、2人対応でのサービスとなる場合は、ご利用いただく方の同意のもと、通常の2倍の料金をご負担いただきます。

※サービス当日にキャンセルされる場合は、予定されていた基本単位の10%相当額をご負担いただきます。

松ヶ浦荘ホームヘルパーステーション
(指定訪問介護・指定介護予防訪問介護相当サービス) 利用料金表

【加算について】

項番	加算項目	単位区分	基本単位
1	特定事業所加算Ⅱ	1か月につき	通常料金の10%相当
2	初回加算	1か月につき	200単位
3	緊急時訪問介護加算	1回につき	100単位
4	生活機能向上連携加算Ⅰ	1か月につき	100単位
5	生活機能向上連携加算Ⅱ	1か月につき	200単位
6	認知症専門ケア加算Ⅰ	1日につき	3単位
7	認知症専門ケア加算Ⅱ	1日につき	4単位
8	介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計単位数の	×13.7%
9	介護職員処遇改善加算Ⅱ	合計単位数の	×10.0%
10	介護職員処遇改善加算Ⅲ	合計単位数の	×5.5%
11	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	合計単位数の	×6.3%
12	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	合計単位数の	×4.2%

	要件
1	「基準」に適合している指定訪問介護事業所が、指定訪問介護を行った場合に「基準」に掲げる区分に従い算定します。
2	新規ご利用いただく方・その他該当される方に訪問介護計画を作成し、サービスを実施した場合に算定します。
3	介護支援専門員が必要と認め、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急的に行った場合に算定します。
4	訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所の医師、リハビリ等の専門職の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成・実施した場合に1月に限り算定します。 ※5との同時算定はしません。
5	サービス提供責任者が、訪問リハビリテーションに同行する等により、ご利用いただく方の身体状況等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成・実施した場合に3月に限り算定します。 ※4との同時算定はしません。
6	認知症のご利用いただく方に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※7との同時算定はしません。
7	認知症のご利用いただく方に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※6との同時算定はしません。
8	介護職員の処遇の改善等を実施している指定訪問介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※9,10との同時算定はしません。
9	介護職員の処遇の改善等を実施している指定訪問介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※8,10との同時算定はしません。
10	介護職員の処遇の改善等を実施している指定訪問介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※8,9との同時算定はしません。
11	介護職員の処遇の改善等を実施している指定訪問介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※12との同時算定はしません。

12

介護職員の処遇の改善等を実施している指定訪問介護事業所がサービスを行った場合、「基準」に掲げる区分に従い算定します。 ※11との同時算定はしません。

※「基準」とは、「別に厚生労働大臣が定める基準」をいいます。

松ヶ浦荘ホームヘルプステーション
(指定訪問介護・指定介護予防訪問介護相当サービス) 利用料金表

【介護保険サービス外の利用料金について】

	項目	概要	利用料金
1	サービス提供地域外でのサービス提供	サービス提供地域外でのサービスを提供する場合、要した交通費用の実費相当額をいただきます。 (サービス提供地域を超えた地点から片道1 km毎)	50円/km
2	ご利用料金支払手数料 (マリンネット)	利用請求書に記載されている請求金額に引落手数料を加算して引落しさせていただきます。	100円+消費税